北海道告示第 10550 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 52 条第 1 項の規定により、令和４年４月 16 日より次のとおり報告を求める。

令和４年(2022 年)４月 16 日

北海道知事　　鈴木　直道

１　実施の目的
　高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため

２　報告すべき者の範囲
　北海道告示第 10549 号により家畜伝染病予防法第 32 条の制限の対象となった農場

３　報告すべき事項
（１）特定症状の有無
（２）飼養羽数
（３）死亡羽数
（４）死亡家きんの周辺家きんの臨床所見

４　報告の提出の期限
　毎日正午まで

５　報告の期間
　北海道告示第 10549 号により家畜伝染病予防法第 32 条の制限が解除されるまでの間